

ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月21日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

| | |
|-----------|-----------------|
| 類似業務経験の分野 | 各種評価調査 |
| 対象国及び類似地域 | ベナン及び全途上国 |
| 語学の種類 | 英語（仏語ができれば望ましい） |

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人（インテムコンサルティング株式会社及びOAFIC株式会社）及び同業務の業務従事者は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱予防接種証明書

6. 業務の背景

ベナン共和国（以下、「ベナン」という）では、国民が摂取する動物性タンパクの53%を水産物が占めるが、同国での水産物消費量約214千トン／年のうち、国内生産量は約50千トン／年に留まり、約163千トン／年（いずれも2014年）を輸入（出典：ベナン水産生産局）に依存している。このため、国内水産物生産量の増大は食料安全保障上、また経常収支改善のためにも重要である。

ベナンの水産セクターにおいて海面漁業は、海岸線が約125kmと短いこともあり、生産量増加の余地は限られるが、内陸部には約33,300haの汽水域、約700kmの河川水域、約200,000haの氾濫原を有しており、内水面養殖を行う上でのポテンシャルは高いとされている（出典：ベナン水産生産局）。

このため、ベナン政府は産業多角化や経常収支の改善、貧困削減に資するべく、内水面養殖を重点開発分野に位置付け、我が国に内水面養殖の技術協力を要請した。JICAは同要請を受け、開発調査「内水面養殖振興による村落開発計画調査」（2007年～2009年）や技術協力プロジェクト「内水面養殖普及プロジェクト（以下、「PROVAC1」という）」（2010年～2014年）等の支援を行い、内水面養殖に従事する農家数や生産量がそれぞれ、2.5倍、3倍に増加するといった成果を挙げて来た。

今後、ベナンの内水面養殖を本格的に展開するには、内水面養殖のポテンシャルが高く、飼料や種苗の入手が比較的容易な同国南部地域（PROVAC1対象地域）において、PROVAC1の成果の一つである農民間普及のアプローチを定着させることが必要であり、加えて、北部地域においても内水面養殖普及の可能性を検討する必要がある。

このような課題認識の下、ベナン政府は日本政府に対し、PROVAC1での成果を発展・展開させ、適切な内水面養殖手法を普及するためのツール策定や人材育成・普及体制の強化を通じた養殖振興を進めるべく、技術協力を要請し、「ベナン国内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2」（以下、「本プロジェクト」という）を2017年2月から2023年8月までの予定で実施している。

今回実施する終了時評価調査は、2023年8月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

なお、本プロジェクト実施期間中には、次の3つの重要な外部条件の変化が発生し、プロジェクトの実施に影響を与えており、これらの影響も踏まえた上で調査を実施する。

- ① ベナン産ナマズの重要市場である隣国ナイジェリアにおける通貨切り下げにより、ベナン国内でナマズの市場価格が暴落したこと
- ② 実施機関で大幅な組織再編があり普及機能が著しく低下したこと
- ③ コロナ禍により餌代の高騰及び入荷量の不足・遅延、移動制限による販売困難、融資の遅延などが生じたこと

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023年5月中旬）

- ① 既存の文献をレビューし、ベナンにおける水産分野の協力実績と教訓を取りまとめる。本プロジェクトに係る各種報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関（農業・畜産・漁業省水産生産局）、その他ベナン側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成しJICAに提出する（質問票は現地業務期間開始前にJICAから先方関係機関等に配付することを想定している）。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2023年5月中旬～2023年6月中旬）

- ① JICAベナン支所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス](#) | [事業評価](#) | [事業・プロジェクト - JICA](#)

- ③ ベナン側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。なお、当該作業においては「6. 業務の背景」に記載された外部条件の変化がプロジェクト目標の達成や実施プロセスに及ぼした影響とその緩和策の実施状況についても慎重に精査する。また、本プロジェクトでは女性農家の参加があることから、女性の養殖への従事による経済的・社会的なインパクトについてジェンダーの観点から調査・分析する。また、女性養殖農家へのヒアリング等を通じ、ジェンダーの観点からの好事例を収集する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベナン側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びベナン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 本プロジェクト終了後のベナン水産分野への協力方針に係る情報収集・検討に協力する。
- ⑩ 現地調査結果の JICA ベナン支所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2023 年 6 月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2023 年 6 月 19 日（月）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電

子データにて提出する。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-12 月追記版）」（以下同じ）の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄パリ⇄コトヌー、日本⇄ドバイ⇄コトヌーを標準としますが、見積時点で渡航可能な現実的な経路を計上して下さい。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上して下さい。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2023 年 5 月 20 日～6 月 11 日を予定しています（日程は一部変更の可能性があります）。また、現時点では、現地到着時の隔離は不要です。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア) 総括（JICA）
イ) 協力企画（JICA）
ウ) 評価分析（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容

JICA ベナン支所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄仏語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edqa1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 「ベナン国内水面養殖普及プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書
- ・ 「ベナン国内水面養殖普及プロジェクト」終了時評価調査報告書
- ・ 「ベナン国内水面養殖普及プロジェクトフェーズ 2」詳細計画策定調査報告書
- ・ 「ベナン国内水面養殖普及プロジェクトフェーズ 2（第 1～3 期）」業務進捗報告書

- ① 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベナン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑤ 各報告書等のうち現地語（仏文）で作成が必要なものは、本業務従事者が英文で作成したうえで、通訳や JICA 事務所の協力により仏文に翻訳することを想定しておりますが、業務従事者が仏語による業務が可能な場合は英文ではなく仏文で作成することが望ましいです。（翻訳費用は本契約には含まない）

以上